

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和7年8月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	16	7	4	0	891	12	930

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和7年8月分)

▶ (都民の声) 小規模非住宅用地に対する減免について教えてください。

(回答) 東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、令和7年度分の税額を2割減免します。減免の対象となるのは、現況の地目が宅地であり、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分です。

減免を受けるためには申請が必要です。申請期限は令和7年12月26日です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

詳細は、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせいただくか、以下のURLをご覧ください。

トップページ<税金の種類><不動産と税金><固定資産税・都市計画税(土地・家屋)><小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免(23区内)について>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi/hijyuu1

▶ (都民の声) 自動車税環境性能割とはどのような税金ですか。

(回答) 自動車税環境性能割は、三輪以上の小型自動車及び普通自動車(特殊自動車は除く。)を取得したときに課税される税金です。新規登録や移転登録などの登録の際に、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所の構内にある自動車税事務所に申告して納めます。

税率は、自動車の環境性能(排出ガス性能及び燃費性能)に応じて決まり、以下の計算式で算出します。

自動車の通常取得価額(課税標準額) × 税率

自動車の通常取得価額とは、自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合には課税されません。自動車税環境性能割について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ<税金の種類><自動車と税金><自動車税環境性能割>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/automobiles/kankyou>

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。